

2013.03.22：平成25年第1回定例会（第5号） 本文

○議長（土家靖起君） 以上で委員会の審査報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑は、関係議案を議題としたときに行います。

日程第2、議案第1号、平成25年度桜井市一般会計予算を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。——8番吉田忠雄君。

○8番（吉田忠雄君）（登壇） 私は、**議案第1号、平成25年度桜井市一般会計予算案に反対の立場から討論を行います。**

平成25年度予算案には、第4款、衛生費に母体の健康管理につながる妊婦歯科健診事業を実施するための所要額を計上するなど、市民の願いを反映している予算があります。しかし、第3款、民生費の人権施策推進費のふれあいセンター費についてであります。ふれあいセンターが地域を超えて広く開かれたものとして、また、今までの解放会館や人権文化センターと違い、一般行政施設として利用されるべきであります。そういうことから、人権施策推進費に入れるのはふさわしくなく、私は教育費に入れるべきだと考えます。

次に、第4款、衛生費、第2項、清掃費のごみ焼却炉等長期運営管理委託料に6億5,620万8,000円の予算が計上されております。これは、平成20年に日立造船と随意契約の形で14年8か月間に96億2,000万円の長期運営管理業務委託契約を結んで、さらにそれを平準化した金額であります。桜井市の一般廃棄物処理基本計画を見ますと、平成15年度の実績で1年間の1人当たりのごみ処理経費は2万1,441円と県内で一番高いと書かれています。平成15年度というのは、平成14年12月から新施設が稼働を開始した次の年でもあります。それが平成20年度では、桜井市のごみ処理経費が1人当たり年間2万3,645円とさらに高くなっています。私は、ごみ焼却炉等長期運営管理委託とそれに伴う追加議案として、当時の市長から提出をされた118億8,000万円を限度額とする債務負担行為を計上する議案については、今後の経済情勢の変化、桜井市の人口の増減、それに伴う市の財政事情を考えた場合、余りにも長期ではと反対の態度表明をさせていただきました。桜井市の人口はこれからも減ることが予想されますし、それに伴って、ごみの量も減少します。そうなれば、1トン当たり、あるいは1人当たりのごみ処理経費が今よりさらに高くなりますし、市の財政を圧迫していくことにもなりま

す。日立造船との14年8か月の業務委託契約がなされているとはいえ、私は、この予算案については賛成することはできません。日立造船との業務委託契約を協議の上、見直すべきだというふうに考えます。

以上申し上げました2点の理由についてのみ、私は、議案第1号、平成25年度桜井市一般会計予算案に反対の態度表明を行うものであります。どうか議員の皆さん方のご賛同を賜りますようお願いを申し上げまして、私の討論を終わります。

○議長（土家靖起君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって議案第1号は、委員長報告通り可決されました。

日程第3、議案第2号、平成25年度桜井市下水道事業特別会計予算から日程第10、議案第9号、平成25年度桜井市水道事業会計予算までを一括して議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより8議案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第2号から議案第9号までの8議案は、委員長報告通り可決されました。

日程第11、議案第10号、平成24年度桜井市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、委員長報告通り可決されました。

日程第12、議案第14号、桜井市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第14号は、委員長報告通り可決されました。

日程第13、議案第15号、桜井市活き生き広場条例の制定についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第15号は、委員長報告通り可決されました。

日程第14、議案第18号、桜井市土地開発公社の解散についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第18号は、委員長報告通り可決されました。

日程第15、議案第19号、第三セクター等改革推進債の起債に係る許可申請についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本案について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、原案通り可決であります。委員長報告通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第19号は、委員長報告通り可決されました。

日程第16、請願第1号、桜井市初瀬駐車場使用料の見直しに関する請願を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。——これをもって討論を終結いたします。

これより本請願について採決いたします。

お諮りいたします。委員長の報告は、採択であります。委員長報告通り決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって請願第1号は、委員長報告通り採択することに決しました。

市長から、同第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、諮第1号、人権擁護委員候補者の推薦について、以上2議案が追加提出されました。

この際、2議案を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よってさよう決しました。

議案の朗読を省略して、市長より提出議案についての理由説明を求めます。

○市長（松井正剛君）（登壇） 本日、追加議案として提出しました議案について、提案理由のご説明を申し上げます。

まず、同第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、本市の教育委員会委員であります山口祥子氏が平成25年3月31日付をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を適任者として任命いたしたいと存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

次に、諮第1号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、本市の人権擁護委員であります南野知子氏が平成25年6月30日付をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を適任者として推薦したいと存じますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上、本日追加提出しました議案について提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（土家靖起君） 市長の理由説明は終わりました。

同第1号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。お諮りいたします。本案の通り同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって同第1号は原案通り同意することに決定いたしました。

諮第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本案の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって諮第1号は原案通り承認することに決定いたしました。

この際、申し上げます。議会運営委員長より、会議規則第72条の規定により、本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査の申し出がありません。

お諮りいたします。委員長からの申し出の通り、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって委員長から申し出の通り、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全部終了いたしましたので、会議を閉じることにいたします。

今期定例会は22日間の長きにわたり、新年度予算を初め重要案件について、本会議及び委員会において連日、慎重審議をいただき、議事運営についてご協力をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会に当たりまして、市長よりあいさつがあります。

○市長（松井正剛君）（登壇） 閉会に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

今議会に提出いたしました新年度の各会計予算を初めとしました20議案、また、本日追加提出いたしました人事案件2件、いずれも原案通りご可決、ご承認、ご同意賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

ご議決いただきました25年度の予算執行に当たりましては、財政状況の厳しい中、経費の節減や効率的な執行に努めてまいりたいと考えております。また、会期中に賜りましたご意見を十分に踏まえ、市政の執行に努めてまいりますので、今後ともより一層のご指導をいただきますようお願いを申し上げます。

なお、例年のことですが、条例の一部改正の専決処分につきまして、あらかじめお願いがございます。現在、国会で地方税法の改正が審議中でございます。地方税法の改正に伴いまして、市税条例、都市計画税条例と国民健康保険条例の一部改正の必要があります。今期定例議会に提出することができませんでしたが、法律の公布、施行があり次第、直ちにこれら市税条例等の一部を改正し、4月1日施行となりますので、専決処分とさせていただきます。

また、事前に報告をさせていただいておりましたが、国の緊急経済対策の活用を図るために申請しておりました地域経済循環創造交付金及び過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金の2件の事業が採択されない結果となり、事業の執行ができなくなりましたので、減額補正及び繰越明許費の廃止につきまして専決処分とさせていただきます。よろしくご了承承りますようお願いを申し上げます。

以上、お願いを申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。長きの間、本当にありがとうございました。

○議長（土家靖起君） これをもちまして、平成25年第1回定例会を閉会いたします。

○午前10時59分閉会
